

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「甲事件」という。)

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「乙事件」という。)

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「丙事件」という。)

原告 原告1—1ほか

被告 国ほか

準備書面(64)

平成30年12月11日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙 一


ほか18名

本書面では、被告福島県が「SPEEDI 端末機設置の経緯については被告福島県に記録が残っておらず、不明である」(被告福島県平成30年10月3日付準備書面(16)3ページ)などとして SPEEDI システムの設置の経緯や運用状況についての詳細な主張をしないので、原告らにおいて調査して判明した限度においてこれを主張する。すなわち、SPEEDI システムの運用について、関係道府県と文科省、システム運営を受託する(財)原子力安全技術センター(以下「原安センター」という)関係者らが定期的に連絡会議を持っていたこと及びそこで議論されていた内容を主張し、あわせて SPEEDI システムは、原子力災害応急対策の基

幹システムとして法令上も位置付けられていたこと、また、端末を設置していた被告福島県は災対法 4 条及び原災法 5 条に定められた責務遂行のためにその情報を住民の防護対策のために利用しなければならず、被告福島県の SPEEDI 情報の取り扱い(メール廃棄を含む)は、法令上の義務違反にあたることを主張する。

1. SPEEDI 平常時運用連絡協議会の設置等について

- (1) 平成 5 年 3 月 19 日付科学技術庁原子力安全局長通知（甲 C91 の 6）にもとづいて、平成 5 年度以降、国、関係地方自治体、原安センター関係者らにより構成される「SPEEDI 平常時運用連絡協議会」(以下「SPEEDI 運用連絡協議会」が設置され、毎年度定期的に国、関係道府県担当者、原安センター担当者らによる会合が開催されていた（甲 C91 の 6・3 枚目以降「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI ネットワークシステム）の平成 5 年度以降の運用について」）。
- (2) SPEEDI 運用連絡協議会には、設置要綱や規約が存在し、さらにそこで SPEEDI 平常時運用についての運用規約も定められていた。このような運用が行われるに至った背景には、「SPEEDI ネットワークシステムは、関係地方公共団体が国等からの助言などに基づいて防護対策を判断する際の有効な手段であり、平成 4 年 6 月に改訂された原子力防災指針等に明記されたとおり、関係地方公共団体としても同システムによる計算結果を活用すること」(甲 C91 の 6・3 枚目「2. 平成 5 年度以降の運用方策」(1)) があった。

2. SPEEDI 運用事業の財源とその見直しからみる、SPEEDI システムの位置付け

- (1) SPEEDI システムの運用は平成 5 年度以降、原安センターが行い、関係道府県は原子力発電施設等緊急時安全対策交付金から道府県負担部分に応じた交付金を受け、これにより経費を負担していた。しかし平成 20 年以

後の公益法人改革とこれに伴って一般競争入札の原則が徹底されることになったことにより、SPEEDI システム運用の財源の見直しが行われた（甲 C91 の 1ないし 5、甲 C92 の 1ないし 5）。

- (2) この過程で、中央情報処理機関における SPEEDI システムは、「国の防災基本計画に位置付けられた原子力災害対策時の放射能拡散予測を行う包括的なシステム」であり、「国の根幹的なシステムとして位置付け」られていることが確認されている（甲 C91 の 3）。他方、各道府県に設置される SPEEDI 中継機は、法令上、災対法 4 条及び原災法 5 条に定められた地方自治体の責務と災対法 40 条に定める地域防災計画に法令上の根拠があり、関係道府県の地域防災計画（例えば、被告福島県であれば丙 A1 号証 11 ページ、第 2・7(6) 参照）にもとづくものであることが確認されている（甲 C92 の 3）。なお、平成 21 年 11 月 6 日の担当者打合せの資料一覧には「参考資料 1 SPEEDI システム関連の法令条文等一覧」とある（甲 C92 の 2）ところから、被告福島県担当者も SPEEDI システム関連の法令条文等一覧を含めて受領して持ち帰っていることは明らかである。
- (3) また、平成 21 年 11 月 6 日に開催された、SPEEDI システムに関する担当者打合せの中で配布された Q&A 資料の中で、SPEEDI システムの道府県設置中継機の役割について「今後も災対法、原災法の規定に基づく地方公共団体の責務の遂行のため、道府県のモニタリング体制や原子力防災体制に応じて中継機Ⅱが設置・活用されることを期待する」と説明された（甲 C92 の 5）。

3. 平成 23 年 2 月 16 日開催の SPEEDI 担当者連絡会議について

- (1) 東日本大震災が起きる約 3 週間前である平成 23 年 2 月 16 日にも、SPEEDI システムに関する担当者打合せが開催されている。この日は、「気象予測精度向上調査について」「予測計算及び図形配信調査について」「関係地方公共団体での SPEEDI システムの利用状況について」

などの議題で議論され、予測精度の調査や利用状況の調査、アンケート結果などの資料が配布されている（甲 C93 の 1ないし 7）。

- (2) この日に配布された気象予測精度に関する調査資料（甲 C93 の 3）によれば、福島第 1 サイトにおける SPEEDI システムの気象予測精度は、風向（±2 方位以内の一致率）75%（平成 21 年では 77%）、風速（±2m/s 未満の一致率）55%（平成 21 年では 58%）、大気安定度（±1 階級以内の一致率）77%（平成 21 年では 76%）と（以上、甲 C93 の 3・2 ページの表）と高い一致率を示していた。予測対象時間別の予測一致率特性の項では、「いずれのサイトも 60 時間の長時間先までの予測の信頼性は高いといえる」と結論づけられている（甲 C93 の 3・5 ページ）。このように、東日本大震災の直前において、SPEEDI システムの気象予測精度は相当高いものであることを、被告国、同福島県ともに認識していたことが明らかである。
- (3) さらに、甲 C93 の 4 では、緊急時を想定しての SPEEDI による予測計算を実施し、図形を配信してシステムの動作状況と各道府県での準備状況の調査が行われていることがわかる。これによると福島県では、平成 22 年度中に、福島第 1 原発 3 号炉の原子炉事故を想定して、単位量放出による 45 ケースの図形計算、配信を行なっている（甲 C93 の 4・4 ページの表 1）。

4. 以上の、平成 21 年頃から 23 年にかけて開催された連絡協議会や SPEEDI 担当者打合せの記録から、以下のことが明らかである。

- (1) まず、SPEEDI は法令上明記されていないなどという被告国の主張は論外である。すなわち、上記のとおり、SPEEDI は、平成 20 年以降、災対法及び原災法に基づいて策定された防災基本計画、防災指針、モニタリング指針および福島県地域防災計画に明記された、原子力災害応急対策の根幹システムとして明確に位置付けられ、そのような位置

付けに基づき財源措置が取られていた。このような SPEEDI システムの明確な法的位置付けと多大な国費投入にも関わらず、福島第一原発事故において、何ら有効利用せず、本裁判でも上記のような弁解をする被告国の姿勢は、原告らおよび福島県民に対する背信以外の何物でもない。

(2) 次に、被告福島県は、SPEEDI システムについて「基本的には国が設置する原子力災害対策本部及び原子力災害現地災害対策本部（オフサイトセンター）において利用されるべきものである」等と繰り返し述べて（被告福島県平成 30 年 3 月 30 日付準備書面（14）2 ページ 8 行目、3 ページ 13 行目、4 ページ下から 13 行目、6 ページ 7 行目）、SPEEDI 計算結果の扱いについて、被告福島県は何ら関係しないが如きに弁解をする。しかし、これも無責任としか評しようのない主張である。

すなわち、上記の通り、SPEEDI システムは、平成 20 年に平常時運用の財源を見直す過程で、被告福島県に設置される SPEEDI 中継機は、災対法及 4 条及び原災法 5 条が定める地方公共団体の責務を果たすために設置されたものとなっており、被告福島県が定める地域防災計画（丙 A1）に法令上の根拠があることが確認されている。その上で、「今後も災対法、原災法の規定に基づく地方公共団体の責務の遂行のため、道府県のモニタリング体制や原子力防災体制に応じて中継機Ⅱが設置・活用されることを期待する」と明確に指導までされていたのである。

(3) また、SPEEDI システムを事故時に利用することを前提として、気象予測精度の調査が行われ、相当の予測精度があることが確認されているし、平成 22 年度中にも福島第一サイトでの原子炉事故を想定した予測計算が行われている。このような、協議会や打ち合わせが、東日本大震災のわずか 3 週間前にも行われていたということは極めてショッキングな事実である。巨大な原発事故に直面して、担当部局は、当

然 SPEEDI システムを用いた住民防護を思い浮かべたはずなのである。それにもかかわらず、なぜメールの廃棄などという形で SPEEDI に関する情報が闇に葬り去られたのであろうか。軽率だけでは済まされない理由があるはずであり、その真相が究明されなければ、同じ過ちが繰り返される。今なお、SPEEDI システム不活用の責任を否定する被告国、同福島県の主張はきわめて不当である。

以上